

青森市特定不妊治療費助成
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和3年度における取扱いについて

青森市特定不妊治療費助成事業について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特定不妊治療を受けている夫婦が治療を延期した場合等、下記のとおり取り扱うこととします。



対象者について

令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、対象となる年齢について、以下のとおり緩和します。

現行	令和3年度における特例
治療開始時における妻の年齢が43歳未満	治療開始時における妻の年齢が44歳未満

※令和3年度中に治療を開始したものに限る。

助成回数について

令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、通算助成回数について、以下のとおり緩和します。

現行	令和3年度における特例
初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、43歳になるまで通算6回助成	初回治療開始時の妻の年齢が41歳未満の場合、43歳になるまで通算6回助成

※令和3年度中に治療を開始したものに限る。

<留意事項>

令和3年1月以降新たに助成対象となった、事実婚のかた、所得制限を超えていたかたは上記特例措置の対象外となります。そのため、上記特例措置に該当する場合、所得金額を確認する必要があります。

【所得金額の確認に必要な書類】

1月2日以降に青森市に転入されたかたのみ提出が必要です。

- ・令和3年5月までに申請…令和2年度 市・県民税所得証明書※令和2年1月2日以降に青森市に転入されたかたのみ
 - ・令和3年6月以降に申請…令和3年度 市・県民税所得証明書※令和3年1月2日以降に青森市に転入されたかたのみ
- ※所得がない場合でも所得証明書が必要です。

【問合せ】

青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
〒030-0962 青森市佃2丁目19番13号（元氣プラザ内）
Tel.017-718-2987 FAX017-718-2951

